地域医療連携協定書

〇〇〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と山梨大学医学部附属病院（以下、「乙」という。）は、相互に有する医療機能をより発揮し、連携を円滑に行うことにより質の高い医療環境を確保することで、患者に適切な医療を提供するために、相互が緊密な医療連携を図ることを目的として以下のとおり協定を締結する。

（連携実施内容）

第１条　上記目的を達成するため、甲及び乙は次に掲げる事項を実施する。

（１）甲及び乙は、相互に患者の紹介・逆紹介を積極的に行うものとする。

（２）乙は、「地域医療連携施設登録証」を発行し、甲は自己の医療機関施設内に当該登録証を掲示することができる。ただし、本協定終了後は速やかに乙に返還する。

（３）甲及び乙は、相互のホームページ及び発行する各種案内冊子に「地域医療連携協定」を締結していることを表示できるものとする。

（４）乙は、乙の施設内に「地域医療連携施設名」を表示できる。ただし、甲の申し出により、その表示範囲を変更することができるものとする。

（連携期間）

第２条　連携期間は、本協定締結日から３年後の年度末までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも、第３条に定める連携の終了の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に１か年延長するものとし、以後の更新についても同様とする。

（連携の終了）

第３条　甲及び乙は、連携を終了しようとする場合、３か月前に申出るものとし、双方協議の上、決定する。連携終了の場合には、乙の発行した「地域医療連携施設登録証」及び本協定書を速やかに返還するものとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩しないものとする。

（疑義の決定）

第５条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙間において協議の上、定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を２通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲　〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

　　〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　（施設の長）　〇　〇　〇　〇

乙　山梨県中央市下河東1110

山梨大学医学部附属病院

病院長　　木　内　博　之